

鳥取県障がい者アート活動支援事業補助金交付要綱の一部改正の新旧対照表

「鳥取県障がい者アート活動支援事業補助金交付要綱」の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第1条～第12条（略）		第1条～第12条（略）	
別表1-1（第3条関係）		別表1-1（第3条関係）	
1 間接補助事業	文化芸術活動促進事業（ベーシック型） 【内容】 グループ及び団体が行う文芸分野（短歌、俳句、川柳等）、美術分野（絵画、彫刻、工芸、書道、写真等）、音楽分野（合唱、楽器演奏等）、舞台芸術分野（演劇、郷土芸能、ダンス、合唱等）の芸術・文化活動（障がい福祉サービス等の範囲内で実施される活動は除く。）で、次の要件を満たすもの。 （1）県内に在住する障がいのある者（身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいのある者）が2名以上含まれる活動であること （2）定期的な練習（概ね1ヶ月1回以上）を継続的に実施すること （3）外部講師による指導を1回以上受けること （4）あいサポート・アートとっとり展等の作品展への出展やあいサポート・アートとっとり祭り等の舞台等への出演など活動成果の発表を目指した活動であること（グループ及び団体が所属する福祉施設又は事業所等における「行事」での発表等は除く。）	1 間接補助事業	文化芸術活動促進事業（ベーシック型） 【内容】 グループ及び団体が行う文芸分野（短歌、俳句、川柳等）、美術分野（絵画、彫刻、工芸、書道、写真等）、音楽分野（合唱、楽器演奏等）、舞台芸術分野（演劇、郷土芸能、ダンス、合唱等）の芸術・文化活動（障がい福祉サービス等の範囲内で実施される活動は除く。）で、次の要件を満たすもの。 （1）県内に在住する障がいのある者（身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいのある者）が2名以上含まれる活動であること （2）定期的な練習（概ね1ヶ月1回以上）を継続的に実施すること （3）外部講師による指導を1回以上受けること （4）あいサポート・アートとっとり展等の作品展への出展やあいサポート・アートとっとり祭り等の舞台等への出演など活動成果の発表を目指した活動であること（グループ及び団体が所属する福祉施設又は事業所等における「行事」での発表等は除く。）
2 事業実施主体	県内に在住する障がい者が含まれるグループ及び団体で、間接補助事業が適正に執行でき、あいサポート・アートとっとり祭り、あいサポート・アートとっとり展等での発表・出展等を目標として活動するグループ及び団体。ただし、既存の全県的な当事者団体の下部組織について、その上部団体が同様の補助金等の交付を受けている場合は対象外とする。	2 事業実施主体	県内に在住する障がい者が含まれるグループ及び団体で、間接補助事業が適正に執行でき、あいサポート・アートとっとり祭り、あいサポート・アートとっとり展等での発表・出展等を目標として活動するグループ及び団体。ただし、既存の全県的な当事者団体の下部組織について、その上部団体が同様の補助金等の交付を受けている場合は対象外とする。
3 間接補助対象経費	外部講師に対する謝金、旅費、会場・機材等の使用料、作品・機材等の運搬費、文化芸術活動に直接必要な消耗品に係る経費、印刷費、その他特に必要と認められる経費（1組5万円以上の機器、委託費及び工事請負費は補助対象としない。） ただし、申請時に記載のない項目に係る経費は原則として補助対象としない。 なお、交付決定以前に行われた支出であっても、間接補助事業に適合すると認めるものについては、間接補助対象経費として認めるものとする。	3 間接補助対象経費	外部講師に対する謝金、旅費、会場・機材等の使用料、作品・機材等の運搬費、文化芸術活動に直接必要な消耗品に係る経費 ただし、申請時に記載のない項目に係る経費は原則として補助対象としない。 なお、交付決定以前に行われた支出であっても、間接補助事業に適合すると認めるものについては、間接補助対象経費として認めるものとする。
4 間接補助率	10/10（ただし、上限を10万円とする。）	4 間接補助率	10/10（ただし、上限を10万円とする。）
		5 補助対象回数	継続的な活動を目指すグループ及び団体の育成を目的とするため、補助対象回数は通算3回までとする（同年度内は1回まで）。
別表1-2（第3条関係）		別表1-2（第3条関係）	
1 間接補助事業	文化芸術活動促進事業（ステップアップ型） 【内容】 グループ及び団体が行う文芸分野（短歌、俳句、川柳等）、美術分野（絵画、彫刻、工芸、書道、写真等）、音楽分野（合唱、楽器演奏等）、舞台芸術分野（演劇、郷土芸能、ダンス、合唱等）の芸術・文化活動（障がい福祉サービス等の範囲内で実施される活動は除く。）で、次の要件を満たすもの。 （1）県内に在住する障がいのある者（身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいのある者）が2名以上含まれる活動であること （2）定期的な練習（概ね1ヶ月1回以上）を継続的に実施すること （3）外部講師による指導を4回以上受けること （4）あいサポート・アートとっとり展等の作品展への出展やあいサポート・アートとっとり祭り等の舞台等への出演など活動成果の発表を目指した活動であること	1 間接補助事業	文化芸術活動促進事業（ステップアップ型） 【内容】 グループ及び団体が行う文芸分野（短歌、俳句、川柳等）、美術分野（絵画、彫刻、工芸、書道、写真等）、音楽分野（合唱、楽器演奏等）、舞台芸術分野（演劇、郷土芸能、ダンス、合唱等）の芸術・文化活動（障がい福祉サービス等の範囲内で実施される活動は除く。）で、次の要件を満たすもの。 （1）県内に在住する障がいのある者（身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいのある者）が2名以上含まれる活動であること （2）定期的な練習（概ね1ヶ月1回以上）を継続的に実施すること （3）外部講師による指導を4回以上受けること （4）あいサポート・アートとっとり展等の作品展への出展やあいサポート・アートとっとり祭り等の舞台等への出演など活動成果の発表を目指した活動であること

	と(グループ及び団体が所属する福祉施設又は事業所等における「行事」での発表等は除く。) (5) <u>活動の充実(新分野への挑戦、レベルアップ、地域との協働等)に関する取組を含む複数年度(3年から5年程度)に渡る事業計画を策定し、計画に沿って継続的・計画的に実施する活動であること。ただし、複数年度の補助を確約するものではないため、年度ごとに交付申請し、また交付決定を受ける必要がある。</u>
2 事業実施主体	県内に在住する障がい者が含まれるグループ及び団体で、間接補助事業が適正に執行でき、あいサポート・アートとっとり祭り、あいサポート・アートとっとり展等での発表・出展等を目標として活動するグループ及び団体。ただし、既存の全県的な当事者団体の下部組織について、その上部団体が同様の補助金等の交付を受けている場合は対象外とする。
3 間接補助対象経費	外部講師に対する謝金、旅費、会場・機材等の使用料、作品・機材等の運搬費、文化芸術活動に直接必要な消耗品に係る経費、印刷費、その他特に必要と認められる経費(1組5万円以上の機器、委託費及び工事請負費は補助対象としない。) ただし、申請時に記載のない項目に係る経費は原則として補助対象としない。 なお、交付決定以前に行われた支出であっても、間接補助事業に適合すると認めるものについては、間接補助対象経費として認めるものとする。
4 間接補助率	10/10(ただし、上限を20万円とする。)

別表1-3(第3条関係)略

別表2(第3条関係)

1 直接補助事業	優れた文化芸術活動支援事業 【内容】 県外で開催する優れた作品展示や舞台公演等で、本県における障がい者文化・芸術の水準向上及び共生社会の実現に向けた牽引力となることが期待される取組。 ※活動の成果を県民に還元する観点から、作品展示・舞台公演等の開催後、県内での報告会、動画配信又はSNS等により実施状況を広く周知すること。
2 事業実施主体	県内に在住する障がい者又は県内に在住する障がい者が含まれるグループ及び団体で、直接補助事業を適正に執行できる者。
3 直接補助対象経費	会場・機材等の使用料、作品・機材等の運搬費、会場設営費、個展等の開催に直接必要な消耗品に係る経費、印刷費、旅費、その他特に必要と認められる経費(1組5万円以上の機器の取得は補助対象としない。) ただし、申請時に記載のない項目に係る経費は原則として補助対象としない。 なお、交付決定以前に行われた支出であっても、直接補助事業に適合すると認めるものについては、直接補助対象経費として認めるものとする。
4 直接補助率	10/10(ただし、上限を80万円とする。)

別表3・別表4(第3条関係)略

【注1】略

様式第1号-第4号 略

	と(グループ及び団体が所属する福祉施設又は事業所等における「行事」での発表等は除く。) (5) <u>複数年度(3年から5年程度)に渡る事業計画を策定し、計画に沿って継続的・計画的に実施する活動であること。ただし、複数年度の補助を確約するものではないため、各年度ごとに交付申請し、また交付決定を受ける必要がある。</u>
2 事業実施主体	県内に在住する障がい者が含まれるグループ及び団体で、間接補助事業が適正に執行でき、あいサポート・アートとっとり祭り、あいサポート・アートとっとり展等での発表・出展等を目標として活動するグループ及び団体。ただし、既存の全県的な当事者団体の下部組織について、その上部団体が同様の補助金等の交付を受けている場合は対象外とする。
3 間接補助対象経費	外部講師に対する謝金、旅費、会場・機材等の使用料、作品・機材等の運搬費、文化芸術活動に直接必要な消耗品に係る経費、印刷費、その他特に必要と認められる経費(1組5万円以上の機器、委託費及び工事請負費は補助対象としない。) ただし、申請時に記載のない項目に係る経費は原則として補助対象としない。 なお、交付決定以前に行われた支出であっても、間接補助事業に適合すると認めるものについては、間接補助対象経費として認めるものとする。
4 間接補助率	10/10(ただし、上限を25万円とする。)

別表1-3(第3条関係)略

別表2

1 直接補助事業	優れた文化芸術活動支援事業 【内容】 県外で開催する優れた作品展示や舞台公演等で、本県における障がい者文化・芸術の水準向上及び共生社会の実現に向けた牽引力となることが期待される取組。 ※活動の成果を県民に還元する観点から、作品展示・舞台公演等の開催後、県内での報告会、動画配信又はSNS等により実施状況を広く周知すること。
2 事業実施主体	県内に在住する障がい者又は県内に在住する障がい者が含まれるグループ及び団体で、直接補助事業を適正に執行できる者。
3 直接補助対象経費	会場・機材等の使用料、作品・機材等の運搬費、会場設営費、個展等の開催に直接必要な消耗品に係る経費、印刷費、旅費、その他特に必要と認められる経費(1組5万円以上の機器の取得は補助対象としない。)
4 直接補助率	10/10(ただし、上限を40万円とする。)

別表3・別表4(第3条関係)略

【注1】略

様式第1号-第4号 略

附 則

この要綱は、令和7年3月24日から施行し、令和7年度事業から適用する。